

予算審査特別委員会記録

＜水循環・森林・景観環境部、産業・観光・雇用振興部（観光局除く）、食と農の振興部＞

開催日時 令和3年3月17日（水） 10:02～14:07

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

中村 昭 委員長
川口 延良 副委員長
小村 尚己 委員
樋口 清士 委員
植村 佳史 委員
山中 益敏 委員
西川 均 委員
太田 敦 委員
佐藤 光紀 委員
阪口 保 委員
猪奥 美里 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村井 副知事
山下 総務部長
梶田 水循環・森林・景観環境部長
谷垣 産業・観光・雇用振興部長
杉山 食と農の振興部長

ほか、関係職員

傍聴者 2名

議 事 2月定例県議会提出議案について

＜会議の経過＞

○中村委員長 ただいまから、本日の会議を開きます。

まず、資料の配付ですが、昨日、小村委員と太田委員から請求のありました資料について、それぞれ理事者側から提出があり、お手元にお配りしています。

また、昨日、猪奥委員より公務員の倫理規定について知事に総括で質問をしたいとのこ

とでしたので、これを認めます。

それでは、水循環・森林・景観環境部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の審査を行います。

なお、産業・観光・雇用振興部の観光局については、3月15日に審査をしていますので除きます。

これより、質疑に入ります。その他の事項も含めまして質疑等があれば、ご発言願います。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して、明確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。また、マイクをできるだけ近づけて答弁いただきますようお願いいたします。

○小村委員 私からは質問ではなく、水循環・森林・景観環境部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部に対しましては、いろいろと聞き取りもさせていただき、要望にとどめておきたいと思います。

まず、人・農地プランについて、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、会議ができないので、目標値には至っていない状況だと聞いています。

ただ、人・農地プランに関しては、今後、10年スパンで自分たちの農地をどうしていくのかを考えていく絶好の機会であると思いますし、それによって休耕地の解消にもつながると思います。例えば年配の方が10年後、数年後を考えると後継者に譲れない場合は、地域の集落営農の若手にその農地を耕してもらうことにつながりますので、私もこの人・農地プランの推移をしっかりと見ていきたいと思いますので、今後力を入れていっていただければと思います。

高齢の農業者もいますので、オンラインで人・農地プランの会議をするのは難しいと思っています。

地域で若手がほかの人の土地もやっていくようになって、休耕地がなくなっていけばと思いますので、よろしく願います。

次に、地域の河川サポート事業について、担当部局が県土マネジメント部から水循環・森林・景観環境部に移ったのだなと思っています。水循環・森林・景観環境部に移ると土木事務所との連携が必要になってくるので、どうなのかなというのが率直な感想です。土木事務所が直接するのではなく、水環境・森林・景観環境部が土木事務所と調整しながらすることで、スピード感や丁寧さにおいて、サポート事業者への窓口対応や住民への対応がうまくいくのか心配です。今回から所管事務が変わったところに予算づけをされていま

すので、今後の推移を見ながら、一回変えることは悪いわけではないのですが、うまくいかないようであれば戻す勇氣も必要かと思っていますので、よろしくお願いします。

最後に、ゼロカーボンシティ宣言については、一般質問でも話しましたが、住民への啓発が一番大事になってくると思います。奈良県のゼロカーボンシティ宣言は、今年の3月末ぐらいには実質されると思いますが、環境省のホームページで奈良県はまだ塗られていないなど言いながら見えています。地方議会でゼロカーボンシティ宣言をしているのが奈良県内では生駒市と三郷町だと思いますが、近隣の市町村議会でも議員がゼロカーボンシティ宣言をしませんかと言ったときに、県がまだしていないのでという答弁をされていました。県がしていないのは、理由になりませんという話もしているのですが、県が先行してすることによって市町村もしていくとも思いますし、住民への啓発で、今日は私も電車で来ましたが、CO₂を出さないようにという意識も高まるのではないかと思います。水循環・森林・景観環境部長、広報広聴課と連携して、県民日より奈良での周知も含めて、しっかりと県民全体に行き渡るような周知の仕方を考えていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○樋口委員 まず、起業家支援に対する取組について、予算案の概要の21ページ、22ページに、起業家創出プロジェクト事業、スタートアップ創出事業、ビジネスインキュベータ運営事業に分かれて記載されています。

まず、県としてどれだけの起業家を育てたいのか、起業してもらいたいのかという目標値を立てているのであれば教えてください。

○大西産業振興総合センター所長 起業家創出の目標ですが、奈良新「都」づくり戦略2021の14ページ、起業（スタートアップ）支援の項があります。特に実数等ではありませんが、平成30年度の統計で奈良県の開業率が全国15位、4.3%であるのを、令和6年度までに10位以内に引き上げることを目標として取り組んでいます。

○樋口委員 順位は相対的なもので、件数の目標は立てておいたほうがいいのかと思います。

先日の経済労働委員会で、県が大和高田市で行っている、やまと創業インキュベータの話が中川委員からありました。実態として今は9室あるうちの4室しか稼働していない状況とのことです。県内で同様の施設は、市町村で行っているものもあります。奈良県のインキュベータ施設の強みや弱みはどこにあるのかを押さえないと、今、空いているところをどう埋めるかにつながっていかないと思います。売りは何で、どうカバーしていくかも

含めた弱みをどう認識されていますか。

○大西産業振興総合センター所長 今、奈良県産業会館のビジネスインキュベータとしてPR等を行っています。入居者には、最大3年間利用でき、専門家による経営相談も無料で月1回程度、提供していること、インターネット回線も無料で使用できるメリットをPRしています。環境面では駅前という地理的な面もありますので、大都市圏からの便もよいことをしっかりとPRをしています。そのほかにも起業家のニーズをこれからもっと聞き取って、さらに必要となる設備・機能が研究課題と思っています。

○樋口委員 多分、今、おっしゃったことは、どこの施設でもやっていることだろうと思います。一番大きいのは、地価の安いところでできているので、大都市部に比べると賃料を安くあげられるのかなと想像します。実際に入居されている企業、あるいはしていた企業がどういうことを望まれていたか。この部分は満足している、この部分は不満だったことの聞き取りは過去にされていますか。

○大西産業振興総合センター所長 おおむねそのような内容でご利用もいただいています。関心を持ち問合せもいただく中には、賃料がもう少し安いところはないかという金銭面のこともありますし、ネット回線はありますが、例えばWi-Fi設備等の機能もとのお声があり、そのうえで入居した方、あるいは見合わせた方もおられるのは事実です。

○樋口委員 やはり不満の声はそれなりに入ってきているとのことで、それに対応していかないと稼働率は上がらないのであれば、県内で起業してもらって、最終的に定着してもらうのが一番大事であると思います。市町村で行っている部分がどの程度稼働しているか、そこでの問題点は何かなど、一度、情報を共有してもいいのではないかと思います。だから、市町村と連携して、奈良県に対してのニーズ、立地も含めてどこにあるのかというようなこと。市町村で頑張るところは任せればよいので、では県としてどこをカバーしていくのか。あと、できていないサービスとしていろいろあると思うのですが、例えば企業を定着させていこうとしたときに、そのインキュベータ施設を出た後に、ある意味不動産あっせんになるのですが、入居できる可能性のあるところを紹介するとか、その支援に対しては、いろいろな制度融資等でカバーできると思うのです。そのつなぎのところをサービスとして提供することで定着へつなげていくこともあり得ると思いますので、市町村と連携し、これまでのニーズをきっちり把握して、対応策の取組に生かしていくことをぜひやっていただきたいと思います。

次に、これは質問ではありませんが、予算案の概要22ページの県内産業DX推進事業

について、これは昨年12月の議会で質問させていただいて、実態調査が必要でしょうという話を受けて取り組んでいただけるのはありがたいと思います。

実態調査は、現状はどうなっているかや意向を聞いていくことが主になると思うのですが、その先を考えると、企業に自分のところが遅れている、進んでいるという認識を持っていただき、遅れているところには危機感を持って、次のステップや導入というところへ進んでいってもらわないといけませんので、ぜひこの実態調査の結果を、アンケート調査を配った2,000社に周知してもらいたいと思います。せっかく送り先が分かっているのですから、結果・概要で結構ですから、そうすると自社の立ち位置が多分見えてくると思うのです。よそと大分遅れている、同じとなると少しまずいところもあるのですが。それと共に、こういう支援策がありますという紹介するものを、ぜひ送っていただきたい。それが1回で済むのか、この実態調査を受けて施策を考えていって新たなものが出てきたら、それをまた紹介するとか、どんどんこちらからアタックをかけ、情報を届けていっていただくと、その2,000社だけではなく、よそにも広がる可能性もあるので、もちろん、商工会議所などにもぜひ情報発信をしていただきたいとお願ひしておきます。

次に、予算案の概要135ページ、なら食と農の魅力創造国際大学校運営事業について、以前調理師免許を取れない学校にどういう方を呼ぶのですかという話をさせてもらって、定員20名がなかなか埋まらないので、調理師学校等にどんどん募集をかけていったらどうかということと、高校を卒業してこれから料理のことを勉強しようという人と、ある程度勉強してきてレベルアップするための学習をしたい人では、多分ニーズも分かれるので、カリキュラムの組み立て方や募集をしていく先のバリエーションを考えたらどうかという話もさせていただいていたと思うのですが、何か見直された取組があれば教えてください。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当）（豊かな食と農の振興課長事務取扱）

まず、調理師専門学校等への働きかけは行っています。また、高校でも調理師免許が取得できる磯城野高等学校等にも案内をして受験していただく方向で進めているところです。NAFICは卒業後に開業を目指すことを一つの柱としていますが、高校卒業で入ってきた方については、一旦就職してから将来の開業を目指す方が多いので、進路に合わせたカリキュラムに変えていくべきだろうということで、来年度からそういったコースを2年生の一部の授業で導入しようと考えています。

具体的には、両コースとも、今までから行っている例えばオーベルジュやその他飲食店での実践研修は引き続き行いますが、開業を目指すコースでは、経営マネジメントやメニ

ュー開発といった開業を踏まえた授業内容とするほか、就職を目指すコースでは、飲食業界に関する理解を深めるような授業を行うなど、各自の将来ビジョンに合わせた授業内容にしていこうと考えています。

○樋口委員 選択制ということで、これは有効ではないかと思います。一般的な調理師学校とは違うのだというところに興味、関心を抱いてもらえる人に、こういう学校がありますよということをお届けする。もちろんそれに合わせたカリキュラムの組み方は、これで終わりではなく、ニーズを聞きながら、あるいはマーケットを見ながら、どんどん見直すべきは見直して、よりよいものにしていただきたいと思いますので、よろしく願います。

次に、予算案の概要139ページに鳥獣被害防除事業があります。私の住んでいる辺りでも、イノシシの被害はかなりひどくて、農家さんからこれには補助が出るのか、出ないのかという不満の声があったりで、いろいろ聞いていますと気になる点があって、防除対策で農地をぐるっと柵で囲むなどよくされているのですが、これを農地単位で、各農家ごとに対応されているところがあります。実は小分けにすると、その延長はすごく長くなるのです。もう少し大きく、くくれないのかという話があって、道路等を挟んでいたら、そこは延ばせないのですが、一帯で囲っていくと効率はかなり上がるだろうなということを考えると、それは集落単位の単位で防除対策をどうしていくかを考えていく必要があるのではないかと。そこで、皆さんで話し合っ、て、こういうやり方でいきたいと思いますという合意を得て、広い面積で一体的に対応していくことが可能になるという考え方は、これまであまりなかったのか疑問に思ひ、その辺りが今の取組の中でできていれば教えてください。

○田中農業水産振興課長 県では、基本的には市町村を中心に地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策を推進しております。樋口委員お述べの防護柵の面的整備、集落をぐるっと囲むことに関しては、効率的かつ効果的に被害防除を図ることができることから、県としては積極的に推進していきたいと考えています。

集落の中でいろいろ話をする場合、農林振興事務所や農業水産振興課が、補助事業や防護柵の設置について、積極的に入っていきたくと思っています。

○樋口委員 この鳥獣害対策だけで集落へ入っていくことが簡単な話かどうか気になっています。部署が変わるのですが、人・農地プランは集落ごとの話し合いになって、農業振興をどうしていくか、営農を継続するかしないかということも含めて議論されるわけで

す。もちろん、それを続けていこうとすると、防護柵対策が必要になってくるわけですので、私は新しい1つの議題として上がるべきものだろうと思うのです。さらに、その地域ぐるみで何か対策を立てて、効率的に計画でも作って出してくれば、そこはこういう新たな助成がありますよとか、効率的にできた分で浮いたお金をこういうところに充てられますよということで制度化をしていく余地もあるだろうと。もちろん、人・農地プランは別の目的を持っているので、それはそれとしてやっていただく必要はあるのですが、集落単位で会議を行う場を持っているので、別の担当が来てその話をすることもありだと思いますので、ぜひ取組方とその制度の話とを、一度考えていただきたいと思います。

次に、特定農業振興ゾーンについて、これは事業としてはいろいろなメニューがあって、これということではないのですが、奈良新「都」づくり戦略2021の中でも1つ柱を立てて出されているものです。特定農業振興ゾーンの指定の要件や基準、手続、あるいは今後どれだけのゾーンをつくっていきましょう、指定していきましょうという面積、件数なのか、その辺りのことについてお聞かせください。

○田中担い手・農地マネジメント課長 特定農業振興ゾーンとは、高収益作物への転換等により、農業生産性の向上等を図る県独自の取組で、平成30年度から開始し、現在2市3町7地区で設定しています。

ご質問の目標は、令和6年度までに10地区での設定を目指しています。

○樋口委員 データを見てみると、県内の耕作地が耕作放棄地も含めて大体1万7,000ヘクタールあるのです。今の7地区は足し合わせると大体220ヘクタールで、割合にすると1.3%。こう見ると、220ヘクタールは大きいけれど、全体としてみるとまだまだ小さいなという感じがする。

特定農業振興ゾーン指定の目的は、奈良県の農業の生産性の向上や、産地形成に向けての取組だと認識していますが、この割合として1.3%がどうなのかが、気になるわけです。できれば、このゾーンを拡大していくことが目指されるべきだろうと思いますし、またそのように思っておられると思うのですが。一方で、耕作放棄地あるいは未利用地の立地のよいところは、工業ゾーンに置き換えていこうという動きもあり、それぞれせめぎ合いのところがああります。農業に適さないところは仕方がないのですが、適しているところはどうなのか。やはり適地には農業振興ゾーンをできるだけ拡大していく方向は考えるべきだろうし、もし工業立地に適しているところがどうしてもそこだと、インター周辺なんかは絶対にそうになってしまうので、では、そこがなくなったら、どこでそのゾーンを確保

していくのか、県内全体の土地利用を大きく考えながら、このゾーンの拡大を考えていかなければという、感想みたいな話で申し訳ないのですが、そういう思いを持っています。

目標の立て方として当面10地区ということではあるのですが、ここで10地区の指定をして、どこに課題があるのかは、いろいろ経験を積まれている中で感じられるところもあるでしょうし、どの作物は進めていくのかという県の農業振興の基本的な在り方と合わせながら押さえていかなければならないという部分での目標設定をして、これから取り組んでいていただきたいとお願いをしておきます。漠とした話で申し訳ないのですが、広げてほしいということです。

次に、予算案の概要147ページ、県産材海外販路拡大事業、県産材首都圏販路拡大事業、県産材新市場開拓事業は木材の販路拡大というところの取組です。また、予算案の概要148ページの(3)県産材の需要拡大で県産材の需要をどう起こしていくのか、販路をどこに求めていくのかということで、いろいろ取組を進められていますし、進めようとしていますが、特に国内外のどこをマーケットとして見定めているのか、国や地域という考え方もありますし、どういった商品、志向を求めて、志向性のあるところにターゲットを当てているのか、今はここだということで攻めているところがあれば、お聞かせください。

○三浦奈良の木ブランド課長 奈良県産材については、吉野材に代表されますような美しさ、品質の良さが強みです。国内においては、高級内装材等の需要が期待できる首都圏等において、販路拡大アドバイザーの助言をいただきながら、建築関係者等を対象とした展示会への出展参加や、個別のセールス活動も含めまして、県内の林業地や製材所などを実際に見ていただくツアー等も実施しながら、販路の拡大確保に努めています。

また、一般消費者に木工製品をPRする機会として、ポータルサイトやSNSといった情報発信を行いながら、商業施設での家具や小物の販売イベント等も開催しています。昨年度は東京日本橋高島屋で13事業者のご参加をいただきました。今年度は東急ハンズ新宿店で2事業者、東京の代官山と奈良県コンベンションセンターの中にある蔦屋書店で6事業者のご参加をいただいて展開しているところです。

次に、海外については、県内の製材加工事業者等を対象に、海外輸出に関するセミナーを開催する等により、意欲のある事業者の掘り起こしや機運醸成を図ってきました。

また、海外での奈良県産材の認知度の向上と、富裕層等へのPRも含め、昨年度は県内事業者等6社と共にベトナムを訪問し、現地でのPRイベントや商談会、建築関係者への

セミナーを実施しました。今年度は、海外の建築家やデザイナー向けのPR動画の作成等を行っています。

また、県では当課のほかに奥大和移住・交流推進室においても、家具や木工品等のテストマーケティングの一環として、橿原総合庁舎で、奥大和移住定住交流センター「engawa」の常設展示販売を行っていただいているほか、シンガポールの商業施設での期間限定販売なども実施されており、引き続きこういった取組と相互に連携を図りながら、県内事業者の販路開拓を支援していきたいと考えています。

○樋口委員 いろいろ取り組んでいただいているのがよく分かりました。国内では首都圏向けに高級材として、特に内装材としてというお話もありました。高級品の海外のターゲットはベトナムということですが、これを使ってもらえるのは富裕層ですよ。そうすると、中国も富裕層がかなりの数いるので、ターゲットになるのだろう。ただ、ターゲットを定めていったときに、そこへ入ってくる競合品と競合地域、国がどこにあるのかは、ぜひ見定めていただきたい。そこの競争にどう勝つかにおいて、強みはセールスするべきだし、弱みはカバーする何かが必要だということで、考えていただきたい。ターゲットを絞ればそういうところが見えてくると思いますので、ぜひ取組を進めていただきたい。国産材は奈良県だけではないので、国内にも競争相手はいることを意識しながら、全てを賄う必要はないので、県内で生産する木材は適正に高く売れるようにどうするのかということですから、ぜひ頑張ってくださいと思います。

最後に競輪場について、今年はインターネットによる車券販売でかなり売上げが上がり、基金への積立て額も2億円ほど増加している状況で、ありがたいと思うのですが、これはコロナ禍での取組なのですが、これがアフターコロナになったときにそのまま続くのかどうか、未知数のところもあるのだろうと思います。その辺を今はどう読んでいるのか。また、施設を見ていると老朽化がかなり進んでおり、遊休の施設が結構あるということで、もったいない感じもするのです。もちろん、収益を上げないと投資もできないのですが、老朽化は改修しないと事故のもとですから、バンクなんかは特に、その辺りはどういう手続でその施設更新なりを進めようと計画されているのかお聞かせください。

○山田地域産業課長 競輪場について、今後の収支の見込み方については、先日開催しました、奈良県営競輪あり方検討委員会においては、これまでの実績に加え、人口の増減も想定して、見込みを立てているところです。今後、コロナ収束後、どのように推移するのか十分に注視していきたいと思っています。

それから、施設については、これまで安全・安心の確保の観点から、耐震化について取り組んでいます。ご存じのとおり老朽化していますので、まずは十分に耐震化を講じた上で、どのように活用したらいいのかについては、奈良県営競輪あり方検討委員会の議論や、様々な角度からご意見をいただいて、他場の整備の方法も勉強したいと思っています。

○樋口委員 収益の見込みをどう立てるかは、今後の動き次第で、そこはもう仕方ない話だなど、時期を待ってということになるのですが、過去の奈良県営競輪あり方検討委員会の議事録を見ますと、複合的な活用という言葉があつて、これは非常に気になるところです。競輪場ということだけではなくて、ほかの使い方も考えましょうということを出されている言葉かと思うのですが。この点については、これまでの議論にどのようなものがあつたのか教えていただけますか。

○山田地域産業課長 これまで競輪場の施設については、奈良県営競輪あり方検討委員会において、ご議論をいただいているところです。その委員会から平成28年3月に県に出していただいた報告では、例えば多目的広場、地域住民や観光客がふれあう場として、あるいは自転車競技や自転車に関心を寄せる県民が集う自転車競技振興の場としてという活用方法のご意見が出ているところです。

○樋口委員 ぜひそれを進めていただきたいと思います。競輪場は京奈和自転車道のルート、広域の自転車道ルート上ではないのですが、京都府からの奈良県の入り口に当たる立地であるので、ぜひ自転車の愛好者が立ち寄れるような施設にならないのか。観光の話もありましたが、例えば中央卸売市場が卸売機能の部分とプラス観光、にぎわいというようなところで、施設更新、増設をするという考え方があります。競輪事業の部分と共に集客施設としてのエリアを設けて、特に今は遊休施設が増えているので、そこは活用可能だろう。それを全て競輪事業で賄えという話ではないと思うのです。その集客の部分は民間を入れながら、県も出資しながら、これは全然違う目的の話になるので、そういう事業の組み立ても考えながら、競輪事業の中で全て賄うとすると制約の多い話になってしまって、おそらく、行き着かないと思います。できるだけ外から人が来てくれる、あるいは周辺の住宅地のイメージが上がるような施設整備をぜひ考えていただきたいと思います。その前に、競輪事業はそのまま存続できるのかどうかは、これからの収支次第だと思いますが、軌道に乗るようであればそういうこともぜひ考えていただきたいと思います。

○植村委員 予算案の概要28ページ、県営競輪場の運営で、203億2,900万円が計上されています。その中で、樋口委員から奈良県営競輪あり方検討委員会を通してどの

よくなっているのかということをお願いいただき、この老朽化している施設を何とかしていかなければいけないとおっしゃっていました。私も一般質問で、この競輪場の意義や重要性について、質問したわけです。

先般、樋口委員も私も、視察し、いろいろ説明いただいた中で、観客や来場者の視点、選手の視点、周辺住民の視点ということで少し聞かせていただきたいと思います。

まず、来場者の視点としては、実際に行き、半日ほどいろいろと勉強させていただいたのですが、来場者で来たときの老朽化は致し方ない部分があるとしましても、例えば、私も休憩しようと思いましたが、休憩する所がありません。車券売り場の近くには椅子があるのですが、場内を散策したときに休憩できる場所がない。私は、たばこを吸いませんが、喫煙所も見当たりませんでした。土曜日ということもあり、小さな子どもも連れて自転車を見に行こうと。競馬場がありませんので、馬を見ることができないのでこういった自転車のレースを見たいという家族連れの方もいらっしゃったのです。来場者の方にもリサーチさせていただいたのですが、おむつを交換する場所もないといった状況でした。飲食店は、食堂もおそらく当時はたくさんあったと思うのですが、今は数えるほどで、その中のお店で昼食もさせていただいたのですが、活気はあるものの、競輪場ではなくて自転車を楽しみに来られたときに、なかなか行けるような場所がない。何軒かある食堂の皆さん方が頑張っているなど非常に感じたわけです。そういった中で、休憩所やスタンドでレースを見ていても、奈良市内の近くにはならでんフィールド（奈良市鴻池陸上競技場）などありますが、そこはセパレートの椅子になっています。しかし、競輪場では昔どおりの長椅子です。

昭和のレトロな感じを味わうのにはよい感じ、私も小さな時はこんな感じで楽しいなどというのはあるのですが、どのように考えておられるのか、お聞かせください。

○山田地域産業課長 県では、競輪場にご来場いただく皆様に向けて、安全で安心して快適に過ごしていただけるように施設の維持管理に努めています。具体的には、まず施設の耐震化を進めており、平成30年度に大阪府北部地震でブロックの倒壊による事故等があったことを受けて、競輪場内のブロック塀を撤去し、フェンスを設置したほか、今年度については耐震性の低い建物のうち必要性が高いものについて耐震改修工事を行っているところです。その他の施設については、安全性を確保できないので使用停止の上、除却を進めているところです。

選手の視点ということですが、老朽化対策として、選手の安全確保や体調管理のために、

バンクの補修工事や選手宿舍の設備補修を定期的に行っています。

また、多目的ホールにおいては、映像機器の増設やトイレの温水洗浄便座の設置、おむつ交換台の設置もあります。分煙設備の設置なども行っており、来場者の利便性の向上を図るための改善を継続して行っています。

また、来場者が多い春日賞という大きな記念レースのときには、親子連れでお楽しみいただけるようなイベントを実施したり、本場でのレースのない日には、子ども向けのキックバイク大会や、地域のイベントなどに施設の開放も行っており、来場者にお楽しみいただけるような環境づくりに努めているところです。

○植村委員 おむつ交換の場所はどこにあるのだろうと思っていましたが、あると聞かせていただきました。また、イベントもしていただいているとのことで、たまたま私が行ったときは、そのようなイベントがなかったと思うのですが、ぜひそういったことをやっていることを知っていただいて、子どもさんが平日でもふらっと来たときにでも参加できるような状況づくりをしていただけたら、来場者も増えてくるかと思います。

それから、選手の視点といったときに、改修もしていただいているようですが、まずこの奈良競輪場のバンクの特徴は、他府県の競輪場に比べて例えば奈良の場合はどういう特徴があるのか。また、今まで改修もしていただいていると思いますが、今後はどのような改修が必要かお考えでしたらお聞かせください。

○山田地域産業課長 競輪場のバンクは、経済産業省の告示で基準が定められています。例えば、競走路の距離については、1周300メートル以上500メートル以下とされています。奈良競輪場は通称33バンクといい、1周333メートルとなっており、この基準を満たしています。全国の状況では、その長さが500メートルあるところが3場、400メートルあるところが31場で、いわゆる33バンクといわれるものが奈良競輪場のほか6場あります。観客席からの距離が近いのが33バンクの特徴で、また競走路の傾斜が強いので、迫力のあるレースをお楽しみいただけるのが特徴です。

バンクの維持管理は、現在は塗装や亀裂の補修、穴埋めなど、通常のメンテナンスとして行っており、最近5年間で約1,900万円程度の費用をかけています。

今後どのような形のバンクがよいのかも含め、いろいろ検討が必要と思っています。

○植村委員 ぜひ選手の意見もどんどん聞いて維持管理をしていただきたい。私もファンの方にお聞きしますと、300メートル級がだんだん減ってきている。最近長いコースのところもできてきているというご意見を頂きました。やはり新しくなっていくところは

そういうようなところも増えてきているのだらうとは思いますが、バンクの改造となると大がかりになりますから、もちろん奈良県営競輪あり方検討委員会の意見も待ちたいと思いますが、安全性に関しては、特に力を入れてもらわなければ、選手に敬遠されることになってしまいますから、これはお願いしておきたいと思います。

最近はナイター競輪やミッドナイト競輪を頑張って開催していただいて、その人気が出てきて、競輪事業の収益確保にかなり貢献していることをお聞きしています。その中で、現在、奈良競輪場の照明設備を見させていただいて、最初からついていたわけではないので、ご苦労されているのがよく分かるのですが、十分な照度が本当に得られているのか、選手の意見も聞いていただいているとは思いますが、その点はどうか。また、観戦に来ていただいているファンの方々はこの明るさを思っておられるのか。まだ暗いのではないかという声もお聞きしました。しかし、近隣からその点についての要望などがあると思うのですが、どのようになっているのかお聞かせください。

○山田地域産業課長 競走路の照明設備についても競走事業を所管する経済産業省で整備指針を出しており、その中に照度の基準が定められています。例えば、平面については1,200ルクス、ゴールライン上については3,000ルクス以上の照度を確保することになっています。奈良県営競輪場の照明設備は、その基準を満たしていると経済産業大臣の確認を受けています。照明に関しまして、選手あるいは観戦者から特に要望はいただいております。また、近隣への光漏れについては、スタンド上部に暗幕を張って対応しており、現時点では要望等は特に聞いておりません。

○植村委員 そういった要望がないという今のお話でしたが、ないのはよいことか、悪いことか、関心がないときは、要望もありませんし、そういった部分も含めて活性化をしていただきたいと思います。残してほしいというのは来場者はもちろんですが、奈良県唯一の県営、公営の競技場ですから、残していただきたいという声をたくさん聞きました。私たちが、よその改修されたところもぜひ見に行った方がよいとお聞きし、今後、他の競輪場も見たいと思いますし、今日も実はF1でしたか、レースをやっておられるのです。今日はガールズも決勝戦が行われ、奈良県出身の選手も頑張っていることですので、私たちも今年のオリンピックの自転車競技、ケイリンで勝っていただきたいと思います。次の選手を育てるためにも、この奈良競輪場が重要であると思っていますので、どうか頑張ってくださいと要望します。

○猪奥委員 まず、菅内閣総理大臣がカーボンニュートラルに大きく言及されたこともあ

り、たくさんの方からエネルギー政策についての質問がありました。奈良県環境総合計画も住民の皆さんから意見を聴取することも先月までしていただけてまして、いろいろなご意見があったのではないかと思います。そこで、国の目標も受けて、奈良県のカーボンニュートラルに関する方向性をお尋ねします。また、この環境総合計画の中でもいろいろな取組を上げていただけていますが、エネルギーの計画もいろいろ上げていただけてます。その2つを達成するとカーボンニュートラルの目標値に対する奈良県の現状がどれぐらいになるのかお聞かせください。

○池田水資源政策課長 エネルギーに関することでお答えします。まず、本県では、平成25年度に第1次エネルギービジョンを策定し、現在は平成31年3月に策定した第3次エネルギービジョンに基づいて事業を進めています。現ビジョンの計画期間は、令和3年度末までとなっているため、令和3年度に有識者、企業、団体に構成する奈良県エネルギービジョン推進協議会の意見を聞いて第4次エネルギービジョンを策定することとなっています。

現時点でそのビジョンの柱を申し上げることはできませんが、今年度末をめどに改定する奈良県環境総合計画では、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の構築を目指すとしており、3月5日の代表質問においても知事からその旨の表明がありました。このことから、第4次エネルギービジョンにおいては、脱炭素社会の構築が重要な視点になると考えています。

これを踏まえて全国及び奈良県における再生可能エネルギー等の現状調査及び評価・分析を行った上で、課題の整理・把握をし、具体的な政策を検討していきたいと考えています。

○猪奥委員 今はご検討中ということですが、私は、奈良県のエネルギー政策と温暖化対策がうまくリンクしていないことが常々問題だと思っていました。計画の立て方は都道府県でそれぞれですが、東京都がされているように環境の計画の中にエネルギーの計画も入れ込んで、エネルギー計画が環境の計画のアクションプランになっているやり方にするほうが分かりやすいと思っています。今、奈良県環境総合計画も新しい案を立てていただけていますが、そこに、エネルギーの計画の案を、年次のずれはありますが、しっかりとリンクができるように、一方の目標を達成するともう一方の目標も達成するような目標値のリンクもしっかり取っていただきたいと思います。

カーボンニュートラルを目指していくためには、いろいろな取組が必要で、その中の一

つにも関わってくると思うのですが、国でも積極的な働きかけがあり、公明党も随分ご尽力いただいて、奈良県でも食品ロス削減推進計画を作っていただきました。それを拝見しますと、それぞれ事業者や県民の皆さんがすべきことを網羅して書いていただいているのですが、事業者への働きかけのところがいま一つ弱いのではないかと思います。ごみもそうですが、発生抑制が一番重要になると思いますし、事業者の商習慣に関わる場所への働きかけが奈良県としても、もう一つ力を入れてできるのではないかと思います。その辺りをお聞かせください。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当）（豊かな食と農の振興課長事務取扱）

今、奈良県食品ロス削減推進計画を本議会にも諮らせていただいています。その中で食品関連事業者への働きかけとして、まず啓発面では、飲食店における食べ切りを呼びかける3010運動の推進、事業者における食品ロスの発生抑制と減量化等の啓発の2点を掲げています。また、事業者の役割も明記しており、食品ロス削減の重要性の理解と自主的な取組の実践、売れ残りや過剰在庫による食品ロスの発生防止、こういったことを一般論かもしれませんが、掲げています。

なお、猪奥委員お述べのように商習慣の見直し、3分の1ルール等については、国が業界へ働きかけをしていますが、県としても事業者に対する啓発等を検討していきたいと考えています。

なお、事業者に対する取組の一例として、賞味期限の近いものから食べましょうというコンビニエンスストアにおける「てまえどりPOP」という県独自の取組を始めたところ です。

事業者に対しても市町村等とも連携を十分に図り、進めていきたいと思っています。

○猪奥委員 3分の1ルールで廃棄されてしまう食品がたくさんあるのはとても悲しいことです。大きな事業者へは国から働きかけていただいています。関西を地場にするスーパー等へはぜひ県が出向いて、取組を進めていただき、国のように県も公表するとか、いろいろな取組ができると思いますので、ぜひとも進めていっていただきたいをお願いします。

○山中委員 まず初めに、水循環・森林・景観環境部に予算案の概要145ページ、混交林誘導整備事業についてお聞きします。森林の機能は、皆さんご存じのように、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材の供給など、実に多面的な機能を有しており、私たちもその恩恵にあずかってきたわけです。近年は、施業が放置さ

れた人工林の荒廃が進んで、地滑りや洪水などの災害が起きやすくなってきています。森林本来の多面的な機能を発揮させるためには、植栽、下刈り、間伐などをしっかりと進めて、健全な森林に整備することが喫緊の課題であると思います。

そこで、森林整備における混交林誘導整備の施業法と、今後進めていく実施面積、また、期待される効果についても併せてお聞かせください。

○内田森林整備課長 昨年4月に施行した奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例に基づき、森林環境管理制度を推進するということになっており、そのツールとして今年度に森林を恒続林、適正人工林、自然林、天然林の4区分にゾーニングする地図を作製したところです。

混交林誘導整備事業については、奈良県森林環境税を活用して、来年度予算案に新規事業として計上しています。事業内容は、間伐に合わせて事業箇所の一部に地域の特性に応じた広葉樹を植栽するものです。これにより、複数の樹種や高さの異なる樹木が混交する防災機能の高い森林に誘導することを目的としています。

県としては、計画的・重点的にこの恒続林化を促進することとしており、まずは集落や道路近傍の施業放置林などを対象に、年間約220ヘクタールを整備することを目指しています。

具体的な取組としては、今後、市町村にフォレスターを配置し、県と市町村が連携して、先に申し上げたゾーニング図を参考に、優先実施地域の選定、森林所有者の特定、森林所有者への働きかけ、恒続林化施業計画の策定の流れで進めていきたいと考えています。

これにより、選定した事業箇所については、県から市町村へ業務委託を行い、市町村が森林組合等の事業体へ発注することにより、計画的に整備を進めていきたいと考えています。

○山中委員 施業法、それから年間220ヘクタールぐらいをめどに進めたいという話でした。具体的な業務委託を市町村にお願いして進めていくとのことですが、私もこの混交林の整備について見ていると、なかなか資料が少なく、秋田県で平成20年ぐらいからされていて、5年の経過を報告書にまとめられています。これを見ると、混交林に転換していく例がほとんどなく、その誘導技術を裏づける知見も極めて少ないということが冒頭に書かれています。このようなことを踏まえると、この年間220ヘクタールをもちろん進めていただかないといけないのですが、奈良新「都」づくり戦略2021では、令和7年度までに1,100ヘクタールを目標にということ、5倍の面積がどんと上がっ

ています。甲子園の大体290倍ぐらいの広さになりますから、こんなに進んでいくのかという気もしています。

そこで、私が一番気になるのは、先ほど言われた年間220ヘクタールを5年間進めていくということですが、そんなに多くの成功例がないような中、どう進めていくのか再度お聞かせください。

○内田森林整備課長 山中委員お述べのとおり、新しい知見に基づく取組ということで、県が想定したとおりに進むかどうかは正直疑問のところもありますが、先ほど申し上げたように、県と市町村が連携して具体的な進め方を考えていますので、それに基づいて進めていきたいと思っています。また、今年度中に混交林誘導のガイドラインを作りまして、それに基づいて施業を実践していくことになると思います。実施箇所の効果検証を行い、常に見直しながら、より恒続林化・混交林化が進んでいくように取り組んでいきたいと考えています。

○山中委員 ぜひとも奈良県が進めるこの混交林誘導整備が、全国に情報発信できるような新たな施業法として確立していただきたいと思います。そして、山が本来持っている多面的な機能をしっかりとよみがえらせ、保有・保全をしていただきますよう、よろしくお願ひします。

次に、予算案の概要の20ページ、以前からジェトロの件は聞いてまいりましたが、ジェトロ奈良貿易情報センターが2018年11月にオープンしてから約2年少しは過ぎようとしています。この間、海外展開を検討する多くの県内企業・事業者が身近に相談できる支援窓口として尽力していただけてきたと思います。

そこで、県内企業の海外販路拡大などに向けた取組状況、また具体的な戦略等があればお聞かせください。

○大西産業振興総合センター所長 2018年11月にジェトロ奈良貿易情報センターを開設いただき、県内企業の輸出入の促進、海外取引のセミナーや商談会の開催等を担っていただいています。

実績を申し上げますと、令和元年度の県内企業向けの相談件数が371件ありました。また、専門のアドバイザーやコンシェルジュによる企業訪問が334件ありました。今年度は1月末までの実績ですが、若干コロナ禍の影響もあり、相談件数が264件、企業訪問が129件となっています。セミナーや商談会なども開催していただいております。令和元年度は、海外取引関連のセミナーを県内各所で12回行っていただいております。商談会や

現地バイヤーとの商談は、令和元年度に6回開催され、パリの展示会でも支援をいただいています。

○山中委員 その数字が多いか少ないかは、私では判断できませんが、それでも、多くの県内の皆さんの相談、また自ら企業を訪問して様々なアドバイスをしていただき、ありがたいと思っています。バイヤーとの商談会も開催されているということなので、今まで例えば日本酒やイチゴといった農産物も含めてやっていこうという声もお聞きしたと思います。ウィズコロナという部分で今後、具体的に県産品をこういう形でということがありましたら、お聞かせください。

○大西産業振興総合センター所長 今年度も、コロナの影響があり、対面での商談会等も難しくなっています。ジェトロでも、予定していた事業が時期の変更や延期を余儀なくされた部分もあります。ただ、その中でも十分に三密対策を行いセミナーの開催や、オンラインによる海外との商談、通販サイトを活用した海外販路の支援に取り組んでいただいています。

来年度に向けましても、コロナ禍でもありますので、ジェトロにおいてオンラインによる海外の商談や、通販サイトを活用した支援を充実させる計画をしており、具体的にはオンライン商談会の利用促進も含めて、オンラインでも商品の魅力を分かりやすく伝えるプロモーションの仕方や、動画コンテンツの方法などの内容を盛り込んだセミナーを開催し、参加をいただく。また、ジェトロが実施する海外通販サイトを利用したジャパン・モール事業は、県内中小企業者も比較的参加しやすい仕組みになっていますので、一層の周知を図り、参加を促すような取組も進めていきたい、広くいろいろな事業者に参加をいただければと、今、計画をしておられます。

○山中委員 コロナ禍でのオンラインや通販の充実ということですので、今はどちらかという製造業等の工業系の方が多いかもかもしれませんが、貴重な品種を育てている農家にもぜひともジェトロによる海外への販路拡大の支援もあることも伝えて、しっかり活用してもらえるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、予算案の概要31ページ、就職氷河期世代支援推進事業についてお聞きします。雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った30歳代半ばから40歳代半ばのいわゆる就職氷河期世代に特化した支援策として、2019年度の補正予算に盛り込まれ、本県におきましても就職氷河期世代キャリアアップ支援事業や就職氷河期世代の新規就農促進事業などに取り組んでいただいていると思います。

そこで、具体的な取組と成果、新年度の新たな事業展開についてお聞かせください。

○山中外国人・人材活用推進室長 今年度の取組ですが、山中委員お述べのとおり、昨年9月議会において就職氷河期世代キャリアアップ支援事業に係る補正予算をお認めいただき、まず正規雇用を希望する求職者向けに、ビジネスマナーやコミュニケーション能力の向上などを目的としたオンラインセミナーを5回開催し、延べ160名の方々にご参加いただきました。また、受皿の確保につなげるため、経営者向けに就職氷河期世代の活躍の好事例などについて知っていただく企業向けセミナーを開催し、51名に参加いただきました。時間的な制約で受講できない方々への対応として、セミナー動画の発信も行ったところです。

通年で施策を実施することから、来年度当初予算においても2,000万円を計上しています。県としては、今年度の取組をさらに充実させ、パソコン等の資格取得支援、SNSやメール、個別相談会等による支援、就職した方の早期離職を防止するためのフォローアップ、合同企業説明会の開催等を予定しています。

今後も、いろいろな関係機関と連携してこれらの一体的な取組を進めるために奈良プラットフォームを昨年7月に立ち上げています。構成メンバーは、県内の経済団体、労働団体、福祉関係の支援機関、奈良労働局と県の雇用・産業部門、福祉部門が連携して取り組んでいます。一人ひとりの状況に応じた活躍の場を広げることを狙って、さらなる効果的な支援策を検討し、積極的に支援していく考えです。

○山中委員 随分とコロナ禍の中でも取り組んでいただいたかと思います。外国人・人材活用推進室長から特に奈良プラットフォームで、一人ひとりの活躍できる場というお話いただきました。寄り添う思いでしっかりと就職氷河期世代の皆さんの支援をお願いし、要望しておきます。

次に、予算案の概要31ページ、奨学金返還支援事業の内容についてお聞きします。私にいただいた大まかな事業概要の資料には募集期間の延長が記載されています。この事業の制度概要と今回どれだけの申請等があったのか、お聞かせください。

○山中外国人・人材活用推進室長 奨学金返還支援事業の概要ですが、県においては、奨学金を利用する理工系大学生等の将来的な負担の軽減と、県内製造業の人材確保、福利厚生充実を図ることを目的として、今年度より奨学金返還支援制度を創設しました。

具体的には、日本学生支援機構の奨学金を利用している理工系の大学生、高等専門学校生等が県内製造業に技術関係職、研究職として就職した後、3年以上勤務した場合に、企

業が奨学金返済に負担した額の2分の1、1社当たり上限50万円を県が補助するというスキームになっています。本制度は、企業による奨学金返済の取組を県が支援することにより、県内企業の人材確保や、企業内の福利厚生の実充が図られることを狙いとしたものです。

現在の状況ですが、今年度はまず企業に内部の規程整備等をしていただく段階としており、県内製造業の3事業者が対象企業として登録いただいています。仮にその企業に令和4年4月、学生が入社した場合、3年経過後の令和7年度に県が企業への補助を実施するという内容です。

県としても、今後、制度導入を積極的に進める企業として各大学への案内や就活サイトのウェブセミナー等を通じて周知を図っていきたいと思っています。

○山中委員 この支援事業に対して3社の企業から関心を示していただいて、ぜひともという声が上がっているとのことですが、一方で、総務省の資料で、奨学金を活用した若者の地方定着促進事業があります。こういったポンチ絵は、皆さん既に見られたことがあると思います。これは、令和元年12月に総務省が新たに第2期「まち・ひと・しごと」創生総合戦略を策定し、奨学金を活用した大学生などの地方定着の促進を図る取組として、各自治体で始まっています。自治体ごとに定められた要件を満たす方の奨学金の返還を支援する取組として進められており、令和2年6月現在で32府県、423市町村がこの奨学金返還支援に取り組んでいます。ちなみに、近畿圏においても京都府、和歌山県、兵庫県のみならず、1府2県が実施しています。そこで、本県が進めるこの奨学金返還支援事業との違いをお聞かせください。

○山中外国人・人材活用推進室長 山中委員が一番気になっておられるポイントは、対象業種の観点かだと思います。私どもは、製造業を対象を絞っています。それは、県内企業の若手人材の確保が近年厳しくなっており、特にその中でも製造業が多い状況で、これは県内に工学部がなく理工系学生の人材ニーズが高まっている背景があり、これを何とか支援するためにこの制度スキームを考えたものです。

○山中委員 おっしゃるところは分かりますが、総務省の事業は生産系の業種だけに限らず、情報系もあれば商業系もあり、様々な分野において県内で正規就労された大学生や高等専門学校生といった人を漏れなく支援するものです。もちろん、これには一定の要件があります。総務省で出している要綱の要件にかなった方への支援になりますが。

今、外国人・人材活用推進室長に答弁いただいたように、特に県内で理工系の大学がな

いから、そういった人を製造業に迎え入れたいことは、十分理解できますが、それ以上に県内の企業に、より多くの方に就職していただき、企業そのものの下支えや盛り上げていただく意味で、多くの方に来ていただけるよう、同じような奨学金返還支援制度をするのであれば、もっと門戸を開いていただきたいと思います。

今日は、こうした提案をする中で、ぜひとも、今、進めている支援事業はもちろん、県としてもそれ以上に門戸を開いてやっていただくと。ちなみに、この財源スキームですが、国から交付税措置がされるのはもうご存じだと思います。その中には県内企業からの寄附、いわゆる企業版のふるさと納税等をその基金口に充てることもして運営している地方自治体は多いと思います。この辺は先ほど申しましたように市町村も含めて多くのところが行っていますので、先進事例をしっかりと見て、奈良県にふさわしい奨学金返還支援制度を構築していただきたいと思います、今回は要望だけしておきますので、よろしくお願いします。

次に、予算案の概要138ページ、農業マネジメント推進事業についてお聞きします。初めに、なら担い手・農地サポートセンター、以降はサポセンと表現します。サポセンによる農地の出し手と受け手のマッチングによる農地集積面積などの実績が、奈良新「都」づくり戦略2021の79ページに示されています。先ほど来、他の委員からもありましたが、これにより耕作放棄地はどの程度解消できたのか、お聞かせください。また、受け手となる新規就農者など、実質化した人・農地プランの作成がどれだけ進展したのかも併せてお聞かせください。

○田中担い手・農地マネジメント課長 なら担い手・農地サポートセンターは、平成26年に設立しており、それ以降、累計で550ヘクタールほど農地の出し手と受け手のマッチングをしており、近年は毎年90ヘクタール前後の実績を誇っています。

人・農地プランについては、まずアンケートを取り、その後、地図化し、それに基づいて話し合いをして、将来の5年、10年後の農地の在り方等を決めていくプランになっています。今年度は400余りの地区で作成する目標を立てて作業を進めていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で話し合いが停滞し、今年度末までに大体半分の200地区ぐらいはできると見込んでいます。残りについては、令和3年度に、早急に県からも働きかけをして、今年目標である400余りの地区について達成したいと思っています。

○山中委員 耕作放棄地の解消についてもまた後でお聞かせください。

それと、奈良新「都」づくり戦略2021の145ページでも戦略目標（KPI）で令和5年度までに農地集積率を34%としています。担い手・農地マネジメント課長に先ほ

ど答弁いただいた面積は、あくまでもサポセンが進めてきたマッチングの集積面積の累計ということで奈良新「都」づくり戦略2021の79ページに書かれています。そうしますと、34%は令和5年度で目指すべき数値ですが、それでいくと大体マッチング面積はどれぐらいになるのかと思ひまして、戦略目標（KPI）の表と実際にこれまで取り組んできたマッチングの実績が、どのような感じか教えてほしいと思ったのです。

34%に農地集積率を上げていくことは、人・農地プラン、もともとは400地区ぐらいの目標が今回はコロナ禍もあって200地区という話でした。それを実行するのが何よりもマッチングを進めていくことだと思いますが、実質的には新たな担い手を多くつくるのが、私は大事だと思っています。

昨年、トビイロウンカが発生した時に農家に伺いました。その農家の方がおっしゃっていたのが、実はトビイロウンカで被害に遭っているところもあったが、それ以外になかなか耕作ができていない。周辺の農家で耕作放棄ではないが、もう農業をやめたいということで、それでは、私が預かりますと言う方に預かっていただく方がおられたようです。そうしますと、もう自分が土地を抱えて、なかなかもう進まない、耕作できないというのがあったようにお聞きをします。そういう意味で、もちろん、人・農地プランを進めるのは大事なことです。これは本当に実行されなければ意味がないと思いますので、新規就農者をしっかり確保し、育てて就農していただけるような土壌をつくるのが何よりも大切だと思いますので、この点を併せてお聞かせください。

○田中担い手・農地マネジメント課長 先ほど耕作放棄地対策についてのご質問への私の答弁が不十分でしたので、追加させていただきます。

耕作放棄地対策としては、サポセンによる農地マッチングを推進しているわけですが、農地は一旦荒廃するとなかなか借り手が見つからないという問題があります。それに、また一度荒廃すると元へ戻すのにも費用がかかりますので、来年度からの新しい取組として、耕作はしていないが草刈りなどの管理はしており荒廃までには至っていない農地、不作付け農地と呼んでいます。これを調査発掘し、サポセンの農地マッチングにつなげていって耕作放棄地削減を一層図っていきたいと思っています。

次に農地集積について、本県は全国平均に比べてまだ十数%、目標が34%。もちろん集積を図るのはサポセンによるものだけではありません。相対、それぞれでもありますので、また別統計で取っているところですが、集積率アップに向けて、人・農地プランで不作付け農地の発掘調査によってサポセンのマッチングを進めるということで頑張りました。

と思っています。

最後に新規就農は大事で、高齢化が進み、人数も減っていますので、研修事業や、新規に就農された方に資金の交付、設備等のリース代の一部を支援するなどの取組も行っています。

○山中委員 担い手・農地マネジメント課長のおっしゃるところは分かります。それほど新規就農の確保は大変だと思います。また、そういった動機づけをすることが県の大きな役目でもあると思いますので、資金や農機具の確保といったことも含めながら、県で本当に新規就農しやすいような環境をしっかりとつくっていただいて、奈良県でも他府県に負けないような新規就農者の数を出していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、予算案の概要142ページ、地籍調査事業について、お聞かせください。平成29年の市町村長サミットにおいて、地籍調査の必要性について、計画的な土地利用に基づく地域振興を進める上で地籍整備が必要ということを訴えていただき、地籍調査の推進なくして地域の振興はないとまで訴えて進めていただいた効果があり、地籍調査の取組を始めた市町村もあると聞いています。そこで、少しでも取り組む姿勢を示された市町村がどの程度あるのか、お聞かせください。

○田中担い手・農地マネジメント課長 地籍調査の役割については、山中委員お述べのとおりです。公共事業をはじめ土地の有効利用、活用に、大事な取組です。県は昭和42年から取組を始めていますが、なかなか進まないということで、平成29年の市町村長サミットで首長に対して働きかけをしました。その後、まだ着手していない市町村に個別にいろいろ働きかけを行った結果、その後の3年間で新たに7市町村が取組をしていただきました。現時点でまだ着手していないところが2つありますが、そのうち1つは来年度着手予定となっています。

このように、県でも市町村長サミット以降、取組を進めているところですが、令和元年度末の進捗率は市町村長サミット開催の平成29年度と比べて0.4%増の12.6%にとどまっています。

○山中委員 この3年間で7市町村が取組をされ、残りの2市町村のうち1市町村はするという意思を示していただき、皆さん頑張っていて取り組んでいただいているのは分かります。

国土交通省のホームページで、全体で13%になっておりましたので、1%上がったと思って、皆さんの取組の直近の進捗率を見ていました。これから推進する上で、皆さんに

も語ってほしいと思うのですが、地籍調査を所管する係のみならず、その市町村の庁内の関係機関が縦割りの壁を越えて緊密な連携協力をしていただく中で、まず職員に地籍調査への関心を持っていただくことが具体的に前進させる取組につながっていくように思いますので、そういったことも含めて引き続き市町村への推進をお願いします。

次に、食品ロス削減の推進についてお聞かせください。先ほど猪奥委員からもありましたので、私からは、令和元年10月の食品ロスの削減の推進に関する法律の施行を受けて、令和2年3月に食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が閣議決定され、奈良県食品ロス削減推進計画が策定されましたので、奈良県として特に意識した重点施策があればお聞かせください。また、奈良新「都」づくり戦略2021の147ページに示されている戦略目標（KPI）で、令和6年度までに食品ロス問題を「よく知っている」県民の割合を90%にしますと記載されています。

そこで、市町村との連携、啓発が重要だと思いますので、そういったことを含めて、どのように取り組んでいくのか、県の重点的な施策と啓発の取組についてお聞かせください。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当）（豊かな食と農の振興課長事務取

扱） 全国の食品ロス発生量は国の推計が出ており、事業系の食品ロスの方が家庭系の食品ロスよりも多いとされています。一方で、本県の食品ロスの発生量は、家庭系が55%で事業系が45%と推計しており、このような実情を踏まえて、普及啓発については、事業者への啓発も大事ですが、一般の消費者に向けた啓発が大事になってきていると認識しています。計画にも盛り込んでいますが、身近で具体的な取組を個々の方にさせていただけるように、食品ロスを含めて自主的な取組を進めることを一つのポイントに置いています。

未利用食品の活用、どうしても未利用食品が発生した場合については、本県の場合は幸いにして、フードバンク奈良が活動を一所懸命やっていますので、フードバンクへの支援を通じて、こども食堂等への提供を進めることに力を入れていくというスタンスです。

市町村等への啓発については、我々も重要であると考えています。地域に密着した取組をできるのが市町村だと思います。市町村においてもこのような計画を策定する努力義務があると法律にも書かれていますので、本議会で承認をいただいた計画について、4月以降しっかりと市町村へ説明に上がったり、説明会を開いたりという形で周知・啓発を進めたいと思っています。このようなことを通じて、市町村で自治会関係、婦人会、公民館活動、そういった地域コミュニティでの普及・啓発、地元の飲食店等で食べ切り運動や小盛

りメニューを出していただくといった事業者への働きかけを市町村でしていただけるように連携して進めていきたいと思っています。

○山中委員 奈良県の特に重点的施策である2つの柱として、一般の消費者への啓発という部分と、未利用食品の活用という部分でお話を聞かせていただきました。特に市町村も都道府県と同じように推進計画を策定する努力義務があるという話をさせていただきました。計画ができればそれでいいという話ではないと思いますが、県としてもできるだけ速やかに市町村が計画策定できるように支援を行うのはもちろんでしょうし、できればガイドラインを作って、しっかり市町村に示す中で、こうした推進計画の取組というのもあるかと思っています。具体的には様々な一般消費者への意識改革も含め、しっかり行っていただきたいと思っています。

先ほど猪奥委員からも食と農の振興部次長の答弁にも食品業界でいわれるところの3分の1ルールの話がありました。例えば、賞味期限が6か月の場合、製造から2か月までを小売店での納品期限、4か月までを販売期限とする商慣行があり、それを過ぎると返品もしくは廃棄に回すようです。大手スーパーやコンビニでは緩和した動きが既にあるようにも聞いています。そもそも賞味期限が近い商品を嫌う私たち消費者の志向に合わせて生まれたルールとも言われていますので、業者だけではなく、私たち消費者自身が買う側の意識改革をしっかりと求められていると思います。こういったことも啓発の中にしっかりと入られて、意識を変えていく取組をお願いします。

最後に、トビイロウンカの被害について、次期対策をお聞かせください。昨年の秋、奈良県でもトビイロウンカによる坪枯れの被害が発生し、稲刈りを控えた稲に深刻な被害が発生したことを受け、被害の大きかった西日本を中心に、令和3年産の対策を徹底する動きが既に出ていると聞いています。飛来前の春に最初の対策となるのが育苗箱に散布する育苗箱施用剤と、飛来後の夏に行う本田での防除を対象とする取組を農林水産省がまとめられたようです。こうした対策により、被害を最小限に抑えるために正確な情報提供、的確な対応を、いかに農家に伝えるかが重要であると思います。そこで、トビイロウンカ被害への奈良県の対応をお聞かせください。

○田中農業水産振興課長 トビイロウンカ対策については、山中委員がお述べのとおり、県としては適時適切な防除と農家への確実な情報伝達が重要だという認識から、適時ですが、防除については3か月程度の防除効果のある薬剤を育苗箱へ処理することと、本田での防除を徹底するというので、これについてはこれまで講習会などを開催し、周知して

いるところです。今後はJAや農業共済組合などの広報誌等を活用して情報を周知していきます。さらに、県の病虫害防除所がトビイロウンカの飛来や発生の状況、それに応じた有効な薬剤情報について、奈良県公式SNSや農薬販売店での店頭掲示など、様々な情報媒体を活用して、農家への確実な情報伝達に努めるように考えています。県としては、このような対策により、関係団体と連携しながら、今年のとびイロウンカ対策を進め、できる限りきめ細やかな対応をしていきたいと思っています。

○山中委員 昨年は、そういった情報を発信してもなかなか農家の皆さんまで届いていなかった。こんな薬を使えばいいという話も届いていなかったともお聞きしましたので、答弁いただいたように、正確な情報を確実に伝えていただきたいと思います。

昨年の被害を受け、特に作況指数が大きく下がった山口県では、トビイロウンカの影響で収入が落ち込んだ生産者の支援に乗り出そうとしており、農業団体の要望も踏まえた上で、来年度の種子購入費の補助をしようとしています。また、山口県宇部市では、令和3年に水稻作付けを行う農業者に対してトビイロウンカ防除用の箱施用剤の購入費の一部の補助を行うなど、このような話をされている市町村、都道府県もあります。

トビイロウンカについて農家の方と話をしていて、同じようなことが来年も起こるなら、農業を続けていく自信がない、もうやめてしまおうなど、口にされる方もおられたように記憶しています。的確に、確実にということはなかなか難しいですが、奈良県としてもその一助になるような補助をしていくことは、農業を継続していただく、意欲のある農家を維持するという意味でも大事なことだと思いますので、ぜひとも検討いただければと思います。よろしくお願いします。

○阪口委員 産業・観光・雇用振興部への質問です。県が委託している有限会社天平フーズとの、いこいの村大和高原管理委託契約と土地建物等賃貸契約についてです。

今ごろなぜこんな質問をするのかと思われると困りますので、質問に至る経緯を説明します。

先般の本会議で山辺高等学校のサッカー部の在り方がおかしい、県の部活動の方針と明らかに乖離しているという質問をしました。山辺高等学校のサッカー部に関しては、天平フーズが経営しているボスコヴィラサッカーアカデミーが生徒を全国募集し、その合格者に山辺高等学校の受験をさせています。しかし、1期生では、入部者20人で退部者が10人、転学が8人です。私のところに既に相談に来られています。複数の相談があるわけです。パワハラや飲酒問題が発覚していると。ここでの問題は、練習はボスコヴィラサッ

カーアカデミーが雇用した監督の指導を受け、寮は天平フーズ経営の並松寮で生活し、練習は、当然いこいの村大和高原でしているわけです。問題点は、クラブを辞めると寮から出ていかざるを得ない。だから、普通の部活動ではないのです。だから、退学をすると。ボスコヴィラサッカーアカデミーに入って山辺高等学校の生徒になるのに90万円から安いときは80何万円という多額の費用が発生しています。

そこで質問ですが、県が再委託をしたと。そのときに財産の減額貸付けをして、2,700万円を1,000万円に減額貸付けをしたと私は理解をしていますが、その点についての確認をいたします。

○山中雇用政策課長 阪口委員がお尋ねの減額のケースですが、当時、平成30年6月議会で、減額貸付けについての議案を提出した案件かと思えます。経緯としては、県はこの財産を平成17年に雇用促進事業団から取得したのですが、その際、有識者会議に諮りまして、行政財産として県が主体となって改修を行い民間事業者に運営管理を委託するよりも、普通財産として当施設を貸付け、その事業者が改修を含めて全責任を負って施設を運営する方法を取るほうが合理的であるという提言を受けています。その提言を受けて、県では先ほど阪口委員がお述べのように宿泊施設部分については土地建物賃貸借契約という形で、その他屋外施設については、運営管理委託契約を締結することとして、事業者を広く公募するということで、一体的に公募型プロポーザルを実施することにしましたものです。こちらは、平成17年を起点として、計4回行っています。そのうち、現在の契約者である有限会社天平フーズとはこれまで3回契約を締結しています。現契約については、平成30年9月から令和10年8月末という内容になっています。

阪口委員お述べの減額貸付けの関係ですが、これについては県が当初減額貸付けを行う時の公募要件として、使用料を1,020万円と定めたものです。その後、本来の評価額が2,700万円ほどあったのですが、その差額の1,700万円の減額貸付けの議案を平成30年6月に諮らせていただいたという経過があります。

その理由としては、公募をかける前に修繕費については基本的に応募された事業主が全額負担するという考え方がありましたので、これまでの修繕費を年平均した約1,700万円を差し引いた形で計1,020万円と積算して、公募をかけた後に、減額貸付けの議案を6月議会に提出して、お認めいただいたという内容です。

○阪口委員 平成30年6月の経済労働委員会で松尾元県議会議員は何度も当時の中川産業・雇用振興部長に質問されていました。私は議会インターネット中継を見て、質問の趣

旨を判断したわけですが、県の財産を安く貸付けるのはおかしいというような趣旨だったと思います。ただし、答弁と質問が全然かみ合っていなかったと。先般、松尾元県議会議員にもお話をして、どう思っていますかということ聞いたのですが、やっぱりおかしいなということでした。ただ、もう過去のことですので、人事異動もなっていますから、この点については疑問を感じているということだけ申し上げておきます。

次に、担当課の方からこういう委託契約書をいただいたのですが、お聞きしたいのは土地建物賃貸契約書は10年なのですが、いこいの村大和高原管理委託契約書は1年ごとの更新なのです。この違いというのが分からないのでお聞きします。

○山中雇用政策課長 まず土地建物の貸付け期間については、これを10年と定めているのは、事業者参入を促進する観点から投資しやすさを考慮して、奈良県の公有財産規則による最長契約期間が10年であることから採用したものです。委託契約については、単年度更新ということで整理し、それを合わさってプロポーザルの要件としました。

○阪口委員 私が聞きたいのは、片方は10年なので、よほどのことがない限りこの10年は継続されるだろうと。で、片方は1年更新なので、ここに書いてあるのは特に意思表示があれば1年で変わるような契約書のような感じを受けるわけです。片方だけが途中でやめることもあり得るのかということを知りたいです。

○山中雇用政策課長 基本的に管理委託契約の記載によりますと、相手方については土地建物の賃貸借契約の相手方に限った形にしています。その方に対して1年単位でまず契約を締結して、その後は自動更新という形の契約内容です。

○阪口委員 それは契約書を読んだら分かるので、あまりこれに時間をかけていても困るので次の質問に入ります。

私はこの委託契約書をいただいて、先週土曜日に奈良市針にあります、いこいの村大和高原並びに土地建物等を視察しました。いろいろ見て回りましたが、この事業がきちんと提案どおりにされているかということとは分からないのです。委託契約書にはどういう事業をするか書いていないので。そこで、県としては契約書どおりに実行されているのか、その点について確認をします。

○山中雇用政策課長 まず土地建物の賃貸借契約の中に、事業者から事業計画書を提出していただくことになっています。その事業計画書中では、サッカーグラウンドを整備し、小学生から大人までフィールド競技の合宿・大会という位置づけで、スポーツを通じ身体の育成と体力の向上を図り、また利用者の活動そのものを応援し、宿泊増倍を目指すとい

うことを始めとしまして、例えば生涯スポーツであるグラウンドゴルフや、修学旅行、総会や学習塾の合宿等への会議室利用、そういうことで施設を多面的・効果的に運営するとともに、地元食材を活用した食事や災害時の消防との連携など、安全・安心の運営を行うという内容です。

履行確認の内容ですが、毎年度終了後に事業報告書として施設の利用状況や料金収入の実績、営業費用等の収支状況を明らかにした書類と決算報告書を提出していただき、必要に応じて調査を行いながら確認を行っています。

当然のことですが、年間約定上の利用料として1,020万円の貸付け料については、これまで毎年度全額納付されているところです。

○**阪口委員** 事業計画書、事業報告書等があるということは分かりました。ここにも事業計画書は使用目的の第2条に書かれていますので、資料請求の関係もありますので、もう一つ質問なのですが、この委託契約をする場合に、公募型プロポーザルであるのが一般的かと思うのですが、この入札についてどのような形式でされたのか、お聞きします。

○**山中雇用政策課長** 阪口委員お述べのとおり公募型プロポーザルで実施しています。直近は平成30年2月5日に公募要項の配布をし、期限3月23日までとしました。その後、現地説明会を開催した後、3月23日の期限に現契約者の有限会社天平フーズの1社の応募がありました。その後、4月23日にこちらの審査委員会を開催して、その上で決定したものです。

○**阪口委員** 最後に、資料請求についてですが、私自身が視察した状況と事業計画書、報告書とが一致しているのか知りたいと思いますので、事業報告書と事業計画書、それから公募型プロポーザルということですので、当然入札をする場合は仕様書、選考メンバー、選考結果等があると思います。そのあたりについて資料請求をお願いしたいのですが。

○**中村委員長** 阪口委員の申し出の資料請求、雇用政策課、できますか。

○**山中雇用政策課長** ただいま、阪口委員がお求めになりました資料については、提出させていただきます。なお、内容については個人情報や、法人情報等が含まれていますので、多少精査するお時間を頂戴したいと考えています。できましたら議会閉会日である3月24日までには準備したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○**阪口委員** 個人情報等も含まれる部分があると思いますので、それは結構です。

○**中村委員長** それでは、ただいまの阪口委員の資料請求については、個人情報のある分は除いて資料を各委員に配付していただくということで、阪口委員が問題があれば後日の

機会で討論をするということで、よろしく願いしておきます。

それでは、審査の途中ではありますが、これで午前中の審査を終わります。

なお、午後の部は1時より再開いたします。しばらく休憩いたします。

12:11分 休憩

13:02分 再開

○中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○太田委員 まず、今、平群町で建設されているメガソーラーの問題について質問をしたいと思います。この櫛原の山林のメガソーラー建設については、この間、多くの住民の皆さんから大規模開発による災害の危険性や、環境破壊、また送電線の町道埋設では日常生活への影響や電磁波の健康被害などの声が上がっており、これらの問題の解決なしに建設を進めないように求める住民運動が今あります。事業者は2月中旬から計画地で伐採を始めていますが、災害や事故に対しての補償や担保をする協定書を事業者と結ぶ前に工事は着工しないということが交わされていたそうですが、協定書の締結の2月22日以前に事業者が工事に着工をしているということで、この間、テレビなどでも報道されていたと思います。

伐採した樹木が谷を流れる川に放置されるなど、切りっ放しの状況も見受けられるということですので、この災害を誘発するような危険があるということで、県に対応を求めたいとの地元の方からの声についてまず伺います。

○内田森林整備課長 平群町のメガソーラー建設に係る森林法に基づく林地開発に関して、お答えします。まず、森林法に基づく林地開発の許可に当たっては、国の運用通知に基づき、沈砂池、調整池等の防災施設の設置を先行し、切土または盛土は下流に対する安全を確認した上で行うこととの条件を付しています。この防災施設の設置に先行して伐採することは許可条件違反には当たりませんが、この伐採に関してのお尋ねですので、県としてはその許可条件を遵守することを指導し、継続的に監視していきたいと思っています。

伐採した樹木についても、防災等の観点から、必要に応じて適正に処理するよう指導していきたいと考えています。

○太田委員 先ほどの答弁の中にもあったかと思いますが、地元からの確認ということで、改めて確認させていただきたいと思います。県は林地開発の許可条件として義務づけられている防災施設や調整池の設置を工事の着工前にすることを付帯条件にしているのはいか、であれば現在行われている伐採工事は森林法違反に当たるのではないか、県が指導

すべきではないかという思いを持たれているのですが、この点はいかがでしょう。

○内田森林整備課長 許可条件をもう一度申し上げますと、沈砂池、調整池等の防災施設の設置を先行し、切土または盛土は下流に対する安全を確認した上で行うことという条件を付していますので、伐採が先行していることについて許可条件違反には当たらないと考えています。

○太田委員 確かに開発行為の許可に当たって付するこの条件ということで、私も国の文書を見まして、堰堤や沈砂池などの施設の設置を先行して切土や盛土などは安全を確認した上で行うことと書かれています。その上で、今回、造成工事ではありませんが、伐採だけであっても、それに見合った調整池が必要ではないか、そうでなければ下流域の住民が安心できないというのが住民からの強い要望です。もし被害が出れば県や町が責任を取れるのかという思いを持っておられます。いずれ、この造成前には調整池を造らなければならないことになると思うのです。今、割と大きな範囲で伐採が行われていますが、調整池を早く造るように県として指導できないのか。この点についてはいかがでしょう。

○内田森林整備課長 当該許可地については、当課職員らが週1回の定期的なパトロールを実施して現地の状況を確認し、必要に応じて事業者を指導しています。昨日、当課職員がパトロールに行った時に、伐採木を用いて土砂流出防止柵の設置や、伐採箇所の下流部の開発区域内に沈砂池を現在施工中であることを確認しています。

○太田委員 沈砂池が今現在造られているとのことですので、それがどれぐらいのスケジュールで造られるのかの確認と、調整池については県はどのような考えを持っているのか、その辺をお伺いします。

○内田森林整備課長 条件に付しているとおりの切土または盛土に先行して沈砂池、調整池を設置することとしていますので、引き続き巡視しながら指導していきたいと考えています。

○太田委員 ぜひ、それは早急に進めていただきたいと思っています。

今回、太陽光パネルの設置に当たり、平群町が太陽光発電設備設置に関する指導要綱を作っておられ、今、問題になっているのがこの第4条です。事業者は、この要綱に規定する設置事業を行うための測量、伐採その他の準備行為を行おうとするときには、事前に町に相談するとともに、周辺住民等に周知するものとする書かれています。最初に申し上げたように、今回の伐採は、協定書が締結される前には行わないという約束があったり、伐採が町のあずかり知らないところで始まっていたということも聞いています。住民

の皆さんからは平群町の指導要綱第4条に、いろいろ違反しているのではないか、要綱を守っていないのではないかという指摘があるのですが、県は、その点についてどのような考えを持っているのか、お聞かせください。

○内田森林整備課長 町と事業者の間でどのような協定を結ばれているのか、あるいはやりとりをされているのかはお伺いしていないところですので、コメントは控えさせていただきます。

○太田委員 しかし、私もいろいろお聞きしていますと、やはり県が許可を出したことから全て始まっていると。県が許可を出したことによって、町としてはいろいろ言いたくても言えないといえますか、そんなお話もお聞きしています。今回、この指導要綱なのですが、例えば先ほどありましたように伐採が町のあずかり知らないところで始まっていたり、高圧電線の埋設ルートになる5つの地域への同意がなかったり、生活道路の下に高圧電線が埋設されることが住民に十分に知らされずに進んでいたりということがあるとのことで、これは先ほど申し上げたように県が許可を出したところからこの話が始まっているのではないかと私は思っています。堰堤や沈砂池の施設の設置が切土や盛土の前にすべきことに当たるといことで、これは開発の行為の許可に当たって付する条件例ということで私も文書をいただいています。この中には、都道府県の職員が開発行為の施工状況に関する調査を行う場合はこれを拒否しないこととあり、県に対する強い権限が与えられていると私は認識しています。一連のこの間の流れといいますか、担当課にも、住民からここはおかしいのではないかということがる指摘が届いているかと思うのです。一度そういったことも含めて、この開発行為の施工状況に関する住民からの疑問や思いに対する調査をぜひしていただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○内田森林整備課長 まず前提として申し上げたいのは、私どもは森林法に基づく、林地開発許可ということで、太陽光パネル設置のための造成工事に対して許可を出している立場であり、太陽光発電施設設置に対する許可は私どもの権限ではありません。調査に関して、先ほど来申し上げているとおり、週1回定期的にパトロール、巡視をしていますので、そこで確認していきたいと考えています。

○太田委員 パトロールだけではなくて、この間、住民の皆さんが持たれているいろいろな疑問に、許可を出したという関係から、県がしっかりと役割を果たすのが大切だということをお知らせしておきます。

先ほどの答弁にありましたが、今回、あくまで出しているのはこの森林開発に関する許

可ということです。もう一つは、太陽光パネル設置に関するガイドラインが経済産業省から出されています。その中で、地域との関係構築の必要性が述べられており、1つ目に「事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること」とあり、2つ目には「地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するように努めること。環境アセスメント手続の必要がない規模の発電設備の設置計画についても、自治体と相談の上、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めること。」と県の役割も書かれています。

森林法の部分と、太陽光発電の事業計画策定ガイドラインにのっとってきちんと進められているかどうかの点検は県の所管ではどこになるのですか。

○内田森林整備課長 県の権限は特にはないと思います。どこかと問われると、どこでもないとお答えします。

○太田委員 これはとても問題だと思うのです。開発の許可を出して、ソーラーパネルができるということはもうはっきり分かっているわけですから。その上で高圧電線の問題なども地元の同意が十分に取れないまま、今、事が運んでいるという状況にあると思うのです。森林の開発と、太陽光パネルの設置についてのこのガイドラインにのっとった進め方は、ここに自治体の役割がしっかりと書かれているわけですから、これはしっかりと点検をしていただきたいと思います。「太陽光発電設備の設置に当たっては、関係法令及び条例を遵守し適切に土地開発等を実施した場合においても、事前周知なしの開発行為の実施や地域住民とのコミュニケーション不足等により、地域住民との関係が悪化することがある。」とわざわざ書かれており、近隣住民とのコミュニケーションが大切だということがこのガイドラインの中にうたわれているわけですから、これに基づいた取組がなければ、もう本当にただただ森林開発をしたら、後は太陽光パネルの設置に関してはどこも点検するところがないというのは、これは非常に問題だと思うのですが、いかがでしょうか。

○樹田水循環・森林・景観環境部長 森林整備課長の答弁はあながち間違いではないのですが、少し整理をさせていただくと、経済産業省のガイドラインは、全国的に太陽光パネルが増設・拡大する流れの中で、地域住民といろいろなトラブルが起きてきたというのが近年の動向だと思います。そこで、国はガイドラインを定めて、これはFIT認定ともリン

クしてくる話だと思うのですが、しっかりと地域の理解を得てやりなさいという、あくまでガイドラインです。ガイドラインは誰に求めているのかというと、自治体ではなくて事業者です。自治体は事業者のパートナーとして、あるいは相談相手としてしっかりと相談には乗ってあげてくださいという意図は入っていると思います。ですから、事業者は地元としっかりと話をしなさいとか、自治体と協議をしなさいということです。その自治体の中に、当然、県がありまして、県知事が担う役割としては、土地に関する規制解除の仕事があると思います。それが森林法、農地法、宅地造成等規制法であったりします。その所管は、その各法、規則、要綱といった定められた客観的な事項に基づいて事業者から寄せられた協議や相談に対して的確に答えていく。住民の皆様の意向については、県の許可の内容はオープンなもので、決して隠すものではありませんので、県が許可した内容に対して現場において、具体的に個々にこういう事態が発生しているという情報がありましたら、それはどうかご遠慮なくその土地を所管する各法を所管する個々の部や課に対して、しっかりご意見なりを寄せていただいたら、その所管の責任の範囲においてしっかり対応していく、これは当然のことだと思います。

○太田委員 これまでこの太陽光発電の開発に当たっては、吉野町でも一度調整池の問題など、私も議会で取り上げたことがありました。とにかく、住民の皆さんが、今、事業者が進めているやり方というのが到底納得できないと。同意の取り方についてもそういったことがなされていなかったりなど、いろいろ手続に不備があります。地元の方も今度、経済産業省にも行くとおっしゃっています。議会でも取り上げられるということですので、ぜひこの太陽光パネルの設置に当たりましては、太陽光発電のガイドラインを、確かに先ほど水循環・森林・景観環境部長からも事業者が守るべきものという観点からのお話でしたが、自治体の役割もこの中で明記されていますので、その点は十分に守っていただきたいと思っています。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言の影響緩和の中小企業や個人事業者への支援金の申込みが、始まっています。ところが、まだこれが十分に知られていないということで、この支援金は事業所自体が緊急事態宣言の地域になくても、緊急事態宣言が主な取引先、顧客であるなどの理由で、緊急事態宣言の影響で売上げが半減した場合は対象となるということです。隣接県である奈良県の事業所も少なからず当てはまるのではないかという声もあります。今は多くの事業所が苦しんでいらっしゃる状況です。この制度の周知徹底などについてお聞かせください。

○福留産業政策課長 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金が国の制度として新たに制定され、3月8日から申請の受付が開始されています。対象となるのは、緊急事態宣言に伴う飲食店に対する時間短縮営業、不要不急の外出・移動の自粛によって影響を受けた結果、売上げが減少した中小法人、個人事業者等が対象になります。具体には2つありまして、緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接あるいは間接の取引がある事業者、また緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛により直接的な影響を受けた事業者が対象になり、かつ今年の緊急事態宣言のさなかの1月から3月のいずれかの月の売上げが対前年あるいは前々年と比べて50%以上減ったことが要件となっています。なお、支給額については、最大で法人が60万円、個人事業者が30万円となっています。

この制度の周知については、まず県のホームページではトップページから案内している「県内事業者のみなさまへ」というバナーに掲載するとともに、金融機関、商工会議所、商工会、経済団体など事業者の支援機関がメンバーとなっている奈良県経営まると支援ネットワークにおいても情報共有を行っているところです。また、国の制度ではありますが、県に対して日々事業者からお問合せがあった場合についても、制度の内容についてできるだけ分かりやすく丁寧にお伝えしているところです。

その内容が細かいことになりましたら、国の窓口ですが、一時支援金事務局の相談窓口をご案内し、事業者が申請について戸惑うことのないように対応しています。

今後もより多くの事業者がこの制度を活用いただけるよう、引き続き関係団体と連携しながら周知に努めたいと考えています。

○太田委員 今、緊急事態宣言は近畿ではされている状況ですが、緊急事態宣言の地域の外でも経済の打撃は見過ごすことのできない状況の中で、これだったら緊急事態宣言が出て補償金をもらっているほうがまだましだという、悲痛な声を幾つかの飲食店などからお聞きしています。あらゆる支援を受けながら、そうは言っても不十分な中で何とかこの年度末を乗り越えたいと必死の思いで、今、頑張っている事業者がいらっしゃいます。私は県のバナーを見ましたが、結構いろいろなメニューがあり、分かりやすい形で表示もしていただけたら、本当に必要なところに支援が届いていくと思いますので、ぜひその点を求めておきたいと思います。

次に、予算案の概要の28ページ、駅前商店街空き店舗活用事業についてご説明をお願いします。

○大西産業振興総合センター所長 現在の商店街は地域の買物の場としての役割・機能も

ありますが、近年は後継者不足や、空き店舗の増加、集客の低下などの課題を抱えておられます。県としてもこのような課題を解決するために、令和元年度から当事業を実施しており、民間のアイデアやノウハウを活用いただき、継続可能な空き店舗活用の事業プランなどを県で公募して、それを実践していくことで実施内容やプロセスなど、一つのモデルを創出し、他の地域でも参考にさせていただくことを目指しています。

具体的には、現在、奈良市の京終地区でNPO法人が実施主体となり、取組を行っています。実際には、空き店舗活用の交渉から始めて、お店を実践できる店舗スペースを整備し、併せて地域のニーズや実態調査、店舗運営を学ぶための研修会の開催、店舗スペースでの店舗実践を行うなどの一連の取組を行っています。

この取組により、京終地区においても空き店舗活用のプロセスやノウハウが蓄積しており、様々な関係者の機運が高まり、地域での交流も生まれてきている状況です。

○太田委員 今回は京終の駅舎を使ったカフェなんかもということです。今、県内の商店街は、コロナ禍で、先ほどの飲食店などと同じように厳しい状況に置かれているところもたくさんあると思います。私の地元でも、お話を聞いて回ると、そもそも人が通らないという中で苦境に立たされているということです。ぜひ、今回の事業がこの商店街だけの成果ということではなく、県内での成果としていろいろなところで活用できるように取組を進めていただきたいと思います。その点では、今回はきれいなチラシも見せていただきまして、このような取組が行われているということを商工会議所や商店街などを通じて発信していただきたいと思います。これは要望でお願いしておきます。

次に、林業についてです。これまで私たちもシンポジウムを開いたりして、奈良県の林業をどうすれば活性化できるのかについて、取組もしてきました。その参加者から、山と川は密接につながっていて、水害を防ぐには山を適切に管理しないといけない。山の管理とは元気な森林を育てることだとお話を伺ってきました。林業をどのように活性化するかについて、例えば公共施設への県産材の普及をもっと図ってほしいと。県産材の需要をどうやったら増やすことができるのか、これも一つのテーマになると思うのですが、県としてどのように考えてるのか、お尋ねします。

○三浦奈良の木ブランド課長 県では、平成24年に公共建築物における奈良の木利用推進方針を策定し、これに基づき県産材利用による木造・木質化の普及促進を図るために、林野庁の林業・木材産業成長産業化促進対策交付金を活用して、市町村や社会福祉法人等が実施する対象事業への補助を行っています。

補助要件は、国の基準によって木造・木質化を行う場合に原則として延床面積が300平方メートル以上であるとか、面積1平方メートル当たりの県産材利用量が0.18立方メートル以上であるとか、木質化の場合は床や壁等の県産材使用の合計が300平方メートル以上ということで、県産材の一定の活用が保証されている事業です。

補助率は、木造化の場合に建築工事費の15%、ただし最近出てきた新しい工法に用いるCLT等の新素材を活用する等のモデル性の高い場合には50%となっています。また、内装の木質化の場合、建築工事費の3.75%となっています。

これまでの実績では、17市町村及び16法人の37施設に対して補助を行っています。今年度は、三宅町が整備している複合施設の多目的ルームやコミュニティールーム等の内装木質化に補助金を交付し、事業を進めていただいています。

なお、県産材を活用した県施設の木造・木質化についても、代表質問で知事が答弁いたしました。平城宮跡朱雀門ひろば等、24の施設で実施しています。今年7月にオープンを予定している、奈良まほろば館新拠点でも内装等の一部で県産材による木質化に取り組むこととして進めています。

○太田委員 先ほどいろいろなメニューの紹介があったのですが、公共施設への木質化に対する補助で、国の補助が3.75%というものがありません。平成27年にはこれが50%あったとお聞きしており、金額的には木材の価格が落ちたことによってさほど変わらないこともお聞きしていますが、その点をもう少しお話しいただけますか。

○三浦奈良の木ブランド課長 補助率について、太田委員お述べのとおり、過去に50%あったのですが、その後、木造建築で中大規模の公共施設を整備する際の建築費の比較等を国で行った際に価格差も見られているようでして、その結果、現状の補助率に定められています。ただ、これについては、県としても国に対して政府要望等の機会を通じて、制度の充実また補助の拡充を求めています。

○太田委員 ぜひこの公共施設への木造化の促進が進むように取組を進めていただきたいと思います。

次に、県民の皆さんが新築やリフォームに対して県産材を利用した場合の補助がどうなっているのかと、その利用状況についてお伺いします。

○三浦奈良の木ブランド課長 県民が県産材を利用した場合、住宅助成の制度を設けており、県民の利用は例年200件程度という状況です。

○太田委員 いろいろ森林組合などにもお話を伺った中で、例えば県内業者と大阪の建築

会社が提携し、県産材を使った住宅の普及等、様々な形で何とか普及させようとして取り組まれているとのことですので、私たちも注視していきたいと思えます。

○佐藤委員 予算案の概要33ページ、新規事業になりますが、ICTを活用した新しい働き方推進事業について、雇用政策課にお聞きします。

内容がWebツール体験フェアの開催とありますが、本件についてご説明ください。また、テーマが決まっているかどうかもお答えください。

○山中雇用政策課長 ICTを活用した新しい働き方推進事業について、背景を説明しますと、働き方改革推進法が順次施行され、県としても県内企業の働き方改革の推進にしっかり取り組んでいこうと進めています。中でもテレワークが一つポイントになっており、柔軟な働き方が実現できるものであると認識しています。

今回の事業を進めるに当たって、令和2年6月補正で認めていただいた経済・労働緊急調査検討事業による調査を行ったところ、1,030社の企業から回答をいただき、そのうちの908社、約88%の企業から、自分の企業についてはテレワークに適した業態ではないとの回答を得ています。

県としては、この固定観念を取り除くためにも、それぞれの業態に応じた最適なテレワークの手法があることに気づいていただくことが必要であると考え、この事業を検討したものです。

具体的には、県内事業所を対象に、まずテレワーク導入に向けての準備や実践企業の体験談等、具体的にテレワークについて考える機会を創出するセミナーを開催する予定です。またWeb会議では、リモートアクセス、ペーパーレス、グループウェア等のWebツールを実際に体験していただく展示会を実施し、実際に操作し、体感していただく機会を設けたいと考えています。

○佐藤委員 今回の予算書を見て、例年になくICTの活用で様々な取組をされていると思えます。その中の一つだと思えるのですが、状況としては小村委員からもいろいろ話があったと思えますが、オンラインでやれば良いのか、その中身を突き詰めていく必要があるのではないかと思います。開催される中で、予算も限られていますので、ICTといっても分野が広いので、ある程度テーマを絞って、取り組まれてはどうか。

例えば、私も企業を営んでいるので周りの意見も聞いて思うことがあるのですが、企業で一番恐ろしいと思うのが、職場クラスターです。職場クラスターが発生して感染者が出たときに、事業は継続できるのかは、雇用に直接つながってくることとなります。医療

的なフローを示しながら、ICTで事業継続のために一体何ができるのか。このような一つのテーマを定めて投げかけをすとか。漠然と投げかけると、いろいろなニーズで集まってこられ、対処するのも大変かと思しますので、まず初手、新案ということでされるのであれば、ある程度ターゲットを決めて行われたほうが効率的なICTの活用というものが伝えられるのではないかと。中途半端に伝えると、もういいわと思って、そこで思考回路が止まってしまうのです。これは使えるなどと思ってもらって、次の発展につながるように、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、予算案の概要34ページ、午前中に樋口委員からも意見がありましたので割愛をして、私からはNAFICを核とした賑わいづくり事業のセミナーハウスについてお聞きしたいと思います。セミナーハウスの概要と、今後のフローを確認します。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当）（豊かな食と農の振興課長事務取扱） NAFICセミナーハウスについては、NAFICが有する食と農の教育的な機能、さらにはNAFIC周辺の賑わいづくり、観光振興も含めて、食と農をテーマにして宿泊型の研修等を行う目的を達成したいという施設です。現在、建設に着手しており、令和4年9月頃にオープンしたいと考えています。

○佐藤委員 事前に確認している内容を見ている限り、当初の計画どおりに進んでいるのですか。このコロナ禍によって取り巻く環境は激変していると思います。それによる変更点、これから取り入れていこうという点はありますか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当）（豊かな食と農の振興課長事務取扱） コロナ禍ではありますが、目指しているオープンについては令和4年秋ですので、そこでどれだけ落ち着いているのかはまだ予断を許しませんが、飛鳥・藤原宮都の世界遺産登録もありますし、予定どおり進めてそういうことに貢献していけたらと思っています。

○佐藤委員 正直な話、今のままこの形で進めるのであれば、我が会派としては反対になってしまうのです。今の時期にこれは本当に奈良県に必要なのか。一回立ち止まって考える必要があるのではないかと思います。NAFICに関してはようやく安定してきて、オーベルジュについても「いまなら。キャンペーン」などで上向いてきたという話は聞いていますが、まずはここを安定させることに専念すべきだと思います。セミナーハウスはそれでも、今、必要なのでしょうか。セミナーハウスを造って、指定管理料を払って、繁盛しても、県に売上げのインセンティブもない。では、どういう効果があって、県民にとって何がプラスなのか、具体的にお答えください。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当）（豊かな食と農の振興課長事務取扱） NAFICについては、いろいろと充実に取り組んできています。それと併せて、このセミナーハウスを整備しているわけです。先ほども言いましたように、食と農をテーマとして、奈良県豊かな食と農の振興に関する条例も制定し、食と農をしっかりと一体的に振興していこうと標榜していますので、そういったことの一つの教育発信拠点という大きな位置づけがあります。また、学生についても、以前、経済労働委員会で答弁もしたと思いますが、奈良で活躍したいという学生をたくさん遠方からも含めて集めるための寮の機能も付加していますので、そういった意味で必要性を位置づけています。

○佐藤委員 本件に関しては、実は前振りで決算審査特別委員会の時に指摘しています。奈良新「都」づくり戦略2021の146ページ、項目114で、開設当初の平成27年度のNAFIC周辺地域の交流人口は1万3,370人、平成28年度が1万8,463人、平成29年度が1万4,264人、平成30年度が1万2,158人と、どんどん減ってきているのです。令和元年度が1万163人。これに対して、戦略目標（KPI）は令和6年度に4万3,000人という数字が上がっているのです。今、コロナ禍で状況変更もなしという形で進んでいることに関して、いささかの疑念が湧いているわけです。この点については、セミナーハウスを造ったら劇的に変わるのでしょうか。徐々にNAFICが調子を取り戻しつつあるとは思いますが、この4万3,000人というのは、これだけの巨費を投じるわけですから、このセミナーハウスに何か具体的な改善策もしくは短期的な目標などがあればお答えください。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当）（豊かな食と農の振興課長事務取扱） NAFIC周辺地域の交流人口について、確かに微減してきていますが、セミナーハウスは先ほど言いましたように、どちらかと言うとコロナ禍の現状というよりは、アフターコロナを見据えて、ちょうどそのタイミングでしっかりと集客も含めた地域貢献ができるのではないかと考えています。

具体的には、当然、セミナーハウスのセミナールームでの研修や宿泊研修も含めて、そういうための交流人口が増えることを見込んでいますし、当施設に会場され、プラス周辺で農業体験をすとか、また桜井市内等のレストランにも足を運んでいただくなど、地域全体としてNAFIC周辺の賑わいづくりというテーマで今は考えていますので、そういったことを合わせてこのぐらいの目標をクリアしていきたいと思っています。

○佐藤委員 やはり出てこないの、反対にストレートに逆提案をしたいと思います。ま

だ公募や契約内容に検討の余地があるのであれば、平時に県民がこのセミナーハウスを利用する際のメリットがあるように考えてほしいと思います。また、非常時においては、一般の利用制限を含み行政側の要請に応えるような条件を付与してほしいと思います。多額の県費を投じるわけですから、平時だけでなく非常時、南部・東部地域の拠点にもなり得るわけで、どうせ造るのであれば県に利があるように、考えるべきだと思いますが、いかがお考えですか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当）（豊かな食と農の振興課長事務取扱） セミナーハウスを造るならばメリットを考えるべきではないかという点ですが、どういうメリットができるか、まだ今は私どもにアイデアはありませんが、慎重に検討をしたいと思います。それから、災害時等の非常時の活用については、当然、県が行政目的で設置する施設ですので、そのようなときに使えるような想定はしておくべきだと、我々も考えており、指定管理の公募の際にはそういった条件を付すことも考えています。

○佐藤委員 どうせ造るのであれば、様々なケースを考えて、特に今まで県の契約や指定管理の在り方などを見ていると、県にとって不利な契約内容が散見されるということも実感していますので、ぜひそういったところを検討し、こういう内容になりましたと、我が会派にも説明していただきたいと思います。

次に、予算案の概要74ページの食品ロス削減推進事業について、食と農の振興部にお聞きします。先日、こども食堂についての審査を行った際に、NPO法人が食品関連企業で発生した未利用食品を配送する取組に補助するという本事業に注目しています。実施内容は整理中と聞いていますが、その後、何か分かりましたでしょうか。また、今年度の250万円、来年度の160万円のうち本事業の配送の部分について、NPO法人を支援する予算額をいま一度ご説明ください。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当）（豊かな食と農の振興課長事務取扱） 未利用食品活用促進事業により、補助金としてフードバンク奈良の支援を今年度から行っています。基本的には発生した食品ロスの食品を集めて、こども食堂等へ配送する過程における様々な経費に対する補助です。

今年度が250万円、来年度は160万円ですが、この事業の中にはその他の事業も、フォーラムの開催や、この計画を策定した経費も含まれています。フードバンクに対しては、今年度が150万円、来年度は130万円となっています。20万円の差がありますが、これは初年度はいろいろと立ち上げ経費で必要なものもありましたので、今年度はや

や多く、来年度からは少し少なくなります。

○佐藤委員 今年度が150万円、来年度が130万円ということで理解しました。何を運んだか、どれぐらいの量というのは、どうなっていますか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当）（豊かな食と農の振興課長事務取扱） フードバンクでどういうものを取り扱っているかをまずお答えします。受け取ってから届けるまでに少し時間も必要ですから、生鮮食料品等は扱わないというルールが作られており、米、缶詰、調味料、ペットボトル飲料、レトルト食品やお菓子といったものが対象となっています。量ですが、報告の数字のまとまっているものでは、令和元年度は12トン余りと聞いています。今年度はまだ集計ができていませんが、新型コロナウイルス関係で給食のロスが出て、その使わなかった食材について急遽取り扱われて、県も支援しましたが、そういう形で急増していると聞いています。

○佐藤委員 予算額にしては結構量が多いですね。反対に効率的だと思います。先ほどの質問でも出ていたかと思いますが、事業系の未利用食品が多いという話と、あと一般の認識も必要であると。その中でこれも戦略目標（KPI）で食品ロス問題をよく知っている県民の割合を36.1%から令和6年度には一気に90%にもっていくということですので、こども食堂も相当高い設定をして配置率100%を目指していますので、このような事業は的を射ていると思います。県単費でこれを組まれているかと思うのですが、ぜひこれは進めていただきたいです。

次に、予算案の概要147ページの奈良の木ブランド戦略の推進、148ページの県産材の需要拡大、県産材の加工・流通の促進について、奈良の木ブランド課にお聞きします。現奈良まほろば館の取組、経緯と経過、そして現在建設中の新奈良まほろば館において、どういう関わり方と取組をされるのか、ご説明ください。

○三浦奈良の木ブランド課長 現在取組中の新奈良まほろば館に関して、県産材については、できるだけ使っていただけるように設計等についても一定私どもも関わりを持って進めているところです。現在、事業の進捗については内装の改装作業に入るところと担当課から聞いていますが、まだどの程度、どういった形で実際に使っていただけるかについては、私どもは担当課と調整確認中です。

○佐藤委員 先日、観光振興対策特別委員会で聞いた時には、建具等を中心に奈良の木ブランド課と相談をしているということだったのですが、その点については、どの程度話をされているのでしょうか。

○三浦奈良の木ブランド課長 担当課の設計の内容ですが、建具等で使っていただくということで、据付けの家具等については、できるだけ県産材を用いたものを使っていただくと聞いています。

○佐藤委員 これはアプローチするところが2つはあると思うのです。おっしゃっているように、1つ目は、まず県産材を使うということだと思います。2つ目は、奈良に関わりのある製作者をどのようにPRするのか。この点は結構大事だと思うのです。これらを新奈良まほろば館を通して知っていただいて、その成果として売上げにつなげていくことが必要だと思うのですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○三浦奈良の木ブランド課長 佐藤委員お述べのとおり、まず県産材を使うということですが、県産材を使っていただけるようにメーカーや、そういったものを製作できる事業者の紹介といったことは当課から担当課にしているところです。また、奈良に関わりのある製作者ですが、新奈良まほろば館が開業されるに当たり、県産材がどのような形で、どのような方の手で使われているのか、できるだけアピールできるような手段・方策を考えていきたいと思います。

○佐藤委員 答弁が1つ抜けているのですが、現奈良まほろば館ではどのようにアピールしていて、それが新奈良まほろば館ではどのように実際やってきて、こういうことをやりますという説明が欲しいところです。以前はどのようにアピールしていたのですか。

○三浦奈良の木ブランド課長 現奈良まほろば館においては、展示物を展示する棚等の製作に県産材を使っていただいています。また、奈良まほろば館の中で展示販売されている商品の中にも、一定の木工品等の商品を配置していただいています。

○佐藤委員 果たしてどこまでの効果があるのかと思います。実際に上京した際に現奈良まほろば館に行ってきましたが、県産材が使われているのか、いないのか、それがまず分からない。奈良県と書いているわけでもないですし、そのアピールの仕方がよく分かりません。現ポータルサイトとどういうリンクをしているのかといたら「奈良の木のこと」のホームページリンクは貼られている。バナーが貼ってあるだけなのです。県特有のばーんと貼ってしまっているが故に目立ってこない。そういうところが残念なのと、では、その商材はそのポータルサイトで何が買えるのかといたら、私は少し一刀彫の紹介ぐらいにしか目につかなかったのです。奈良まほろば館がいろいろな情報発信のための拠点で、事業収支というものは今回は考えていないということを言われていて、では反対に、その情報発信力をどのように使って、見せていくのか、これをしっかりとやらないといけない

と思うのです。いろいろ事業は書かれているのですが、せっかく大金を投じてマーケットとしては一番大きい東京に拠点があるのにそれを活用しないわけにはいかないと思うのですが、その点の方向性と反省点はどうかお考えですか。

○三浦奈良の木ブランド課長 佐藤委員お述べのとおり、東京の新橋という場所にある貴重な情報発信拠点ですので、ここをどう使うのか、あるいは県産材や木製品の紹介にどう使っていけるのかは、大きなポイントになると考えています。現状は新しい拠点の内装の施工を今から始めると伺っていますので、そのようなことも踏まえて、しっかりと県産材のアピールに努めていく、このような方向性で臨んでいきたいと考えています。

○佐藤委員 前はレストランと奈良まほろば館が別々に運用されていたが、今回は一体で運用して、それを最大の改善点として取り組んでいきたいとも言われていました。そのレストランの場で椅子や机、様々な道具を使われると思いますし、また、奈良まほろば館の中でその商材を売っていく、そういったことにリンクする必要があると思っています。例えば、建具、内装材についても、実際に置いて触ることができるわけではないですか。木の良さ、座り心地、そういったものを、下で売るとするのは少々厳しいかと思うのですが、置いてあるものがポータルサイトで商材があつて、この机は、このスプーン、器が買えますよと、そういうつながったことをやらないと、ぶった切りで置いてもしょうがないのです。これは樋口委員が言われていたかと思うのですが、付加価値をつけなければいけないと思うのです。木の器があつて、価格帯が同じだったら、悩みはすると思うのですが、値段の問題もあります。ただ、この値段を克服するには付加価値が必要になってくるわけです。実際にそのものがある、体験する、触るといった機会を最大限に使っていただいて、奈良まほろば館を奈良の木ブランド課としても盛り上げて、売上げが繁盛するように努めていただきたいと思います。

次に、予算案の概要143ページ、家畜伝染病防疫対策事業にあるように、感染症は人の新型コロナウイルスだけではなく、鳥インフルエンザや豚熱など、奈良県においても猛威を振るっているかと思えます。実際に、関係各位におかれましては大変なご苦勞をされていると聞き及んでいます。予防対策のための予算の充当は当然ながら、対応してくれている従事者に対して手厚いフォロー、また体制が構築されるよう、要望します。

○中村委員長 ほかに質問もないようですので、これをもちまして、水循環・森林・景観環境部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の審査を終わります。

なお、先ほど阪口委員から資料請求されましたが、いこいの村大和高原の資料について

は、資料が非常に膨大になります。また、個人情報や企業情報も多いため、調整に時間がかかりますので、後日、希望される委員の皆様へ配付していただきたいと思いますので、ご了承のほどよろしく申し上げます。

明日3月18日木曜日は、午前10時より、県土マネジメント部、地域デザイン推進局の審査を行います。

これで本日の会議を終わります。